

海老名市障害者グループホーム等家賃助成金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項に基づき、市が地域生活支援事業として、グループホーム及び福祉ホーム（以下「グループホーム等」という。）に入居している障害者の生活の自立を促進するため、グループホーム等の家賃に対し助成金を支給することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) グループホーム 法第5条第15項に規定する共同生活援助を提供する施設として、都道府県から指定を受けたもの
- (2) 福祉ホーム 法第5条第26項に規定する福祉ホームであって、海老名市地域生活支援事業実施要綱（平成18年10月1日制定）第6条の規定に基づき市の登録の決定を受けた事業者が実施するもの

(支給対象者)

第3条 助成金の支給を受けることができる者は、グループホーム等に入居し、市が援護の実施者となっている障害者（以下「入居者」という。）とする。ただし、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の額の算定の対象外とする。

- (1) 入居者本人が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者
- (2) 海老名市障害者地域生活支援関連事業補助金交付要綱（平成20年4月1日制定）第2条第2号イの規定による交付決定を受けたグループホーム等に入居している者。ただし、第2条第2号イの規定の対象者でなくなった者は除く。

(支給額)

第4条 助成金の支給額は、グループホーム等の家賃（管理費、共益費及び消費税を含む。）のうち入居者が負担すべき額（以下「負担額」という。）とし、障害者1人

につき月額17,500円（法第34条に規定する特定障害者特別給付費等の支給を受けない者にあつては20,000円）を限度とする。ただし、月の中途に入居し、又は退去した場合にあつては、当該月の助成はしないものとする。

2 前項に規定する支給額は、毎月1日から当該月の末日までの1月を基準とする。

（支給申請等）

第5条 助成金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、海老名市障害者グループホーム等家賃助成金支給申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、グループホーム等の事業者を通じて提出することができる。

3 前2項に規定する申請は、当該区分ごとに行うものとし、次表に掲げるとおりとする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

| 区 分 | 対 象 期 間 | 申 請 日 |
|-----|-------------------|--------------------|
| 第1期 | 4月1日から7月31日まで | 当該期間終了の最終月の翌月の末日まで |
| 第2期 | 8月1日から11月30日まで | |
| 第3期 | 12月1日から翌年の3月31日まで | 当該期間終了の最終月の末日 |

（支給決定）

第6条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、支給の可否を決定し、海老名市障害者グループホーム等家賃助成金支給（決定・却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（支給方法）

第7条 市長は、前条の規定により、助成金の支給決定を受けた者から助成金の支給の請求があつたときは、速やかに助成金を支給するものとする。

（助成金の取消し及び返還）

第8条 市長は、助成金の支給を受けた者が偽りその他の不正な手段により助成金の支給を受けたと認めるときは、助成金の支給決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支給した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（補足）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

《平成16年4月1日・制定》

《平成18年4月1日・一部改正》

《平成18年10月1日・一部改正》

《平成19年4月1日・一部改正》

《平成19年10月1日・一部改正》

《平成21年4月1日・一部改正》

《平成23年10月1日・一部改正》

《平成24年4月1日・一部改正》

《平成25年4月1日・一部改正》

《平成26年4月1日・一部改正》

《令和3年7月1日・一部改正》

海老名市長 殿

申請者住所
氏名

海老名市障害者グループホーム等家賃助成金支給申請書

海老名市障害者グループホーム等家賃助成金の支給を受けたいので、海老名市障害者グループホーム等家賃助成金支給要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

| | |
|------------|----------------|
| 1 入居施設名 | |
| 2 支給申請額 | 円 |
| 3 申請対象月 | 年 月分から 年 月分まで |
| 4 申請額の積算根拠 | |
| 5 添付書類 | 入居していることを証する書類 |

年 月 日

様

海老名市長

海老名市障害者グループホーム等家賃助成金支給（決定・却下）通知書

年 月 日付で申請のあった海老名市障害者グループホーム等家賃助成金の支給については、海老名市障害者グループホーム等家賃助成金支給要綱第6条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

| | |
|------------|--------------------------------------------------------------|
| 1 支給の要否 | <input type="checkbox"/> 支給する <input type="checkbox"/> 支給しない |
| 2 支給額 | 円 |
| 3 支給額の積算内訳 | |
| 4 備考 | |